

第 2 3 期 第 1 3 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和 8 年 5 月 1 9 日 (火) 午後 1 時 3 0 分

2 場 所 アートホテル青森 3 階「陸奥」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	堀 内 精 二
	会長代理	立 石 政 男
	委 員	富 田 重 基
	〃	川 山 光 則
	〃	田 村 義 夫
	〃	柴 田 武 信
	〃	尾 野 明 彦
	〃	伊 藤 大 作
	〃	黒 滝 洋 子
	〃	山 縣 勝 彦
	〃	菊 谷 尚 久
	〃	竹ヶ原 公
	〃	永 瀬 めぐみ
	(欠席委員)	
	委 員	古 川 今日志
	〃	東 信 行
県 側	水産振興課	副 参 事
	〃	主 幹
	鱒ヶ沢水産事務所	所 長
	むつ水産事務所	副 所 長
事 務 局	事務局長	野 月 浩
	主幹専門員	長谷川 清
	技 師	傳 法 利 行

4 提出議案、審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→ 原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：西部海区管内（津軽海峡海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について

→ 原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第3号：西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について

→ 原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

5 議事の経過

堀内会長

それでは、ただ今から、第23期第13回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案3件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は委員数15名のところ、過半数を超える13名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私からの指名でよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、竹ヶ原委員と富田委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。
事務局から説明をお願いします。

野月事務局長

そうしましたら、議案第1号を説明させていただきます。

議案第1号 資料1の1ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは、県知事からの諮問文でございます。件名及び本文のみを読み上げます。
漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、貴委員会に諮問いたします。

以上ですが、こちらは、漁業法の規定に基づき、今回諮問があったもので、詳細については、この後、県側の方から説明がありますので、事務局からの説明は以上です。

堀内会長

それでは、県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 山口副参事

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 山口副参事

それでは、議案第1号につきまして、補足説明させていただきます。

資料を1枚おめくりください。2ページ目でございます。

漁業種類、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数について、御説明させていただきます。

最初は、ひらめ固定式刺し網漁業でございます。

深浦町に住所を有する者であって、青森県知事の登録を受けた漁船の使用者に該当するものということで、深浦漁協の組合員1隻となっております。

続きまして、3ページ目を御覧ください。

くるまえび固定式刺し網漁業でございます。

3段に分かれておりまして、上段は、つがる市に住所を有する者ということで、車力漁協の組合員4隻、中段が、鰯ヶ沢町に住所を有する者ということで、鰯ヶ沢町漁協の組合員6隻、下段が、深浦町に住所を有する者ということで、新深浦町漁協の組合員14隻となっております。

続いて、4ページ目を御覧ください。

なまこ固定式刺し網漁業でございます。

西共第45号共同漁業権の組合員行使権者ということで、平内町漁協の組合員1隻となっております。

続いて、5 ページを御覧ください。

あまだい片側留刺し網漁業でございます。

表が2段に分かれておりまして、上段が5 ページ、下段が6 ページとなっております。

どちらも深浦町に住所を有する者ということで、上段が、新深浦町漁協の本所組合員7隻、下段が、新深浦町漁協の岩崎支所組合員8隻となっております。

続いて、7 ページを御覧ください。

えびかご漁業でございます。

漁業を営む者の資格が、中泊町に住所を有する者、青森県知事の登録を受けた漁船の使用者、青森県日本海えびかご協議会に所属する者の全てに該当する者ということで、小泊漁協で1隻となっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際には、挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

皆さん、御質問、御意見はありませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

堀内会長

それでは、御質問、御意見もないようですので、諮問どおりとすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任をお願いいたします。

次に議案第2号「西部海区管内（津軽海峡海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

野月事務局長

そうしましたら、議案第2号につきまして説明させていただきます。

資料の1を御覧ください。

こちらが、県からの依頼文となります。主要部分のみを読み上げます。

青森県津軽海峡西部海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業制限にかかる委員会指示の発動について（依頼）

津軽海峡西部海域におけるまぐろはえなわ漁業について、関係漁業者間で協議のうえ操業協定が別添のとおり締結されたことを受け、三厩漁業協同組合及び竜飛今別漁業協同組合から当該操業協定を踏まえた委員会指示の発動に関する要望書が、別添のとおり提出されたところです。

県としても当該海域における漁場紛争の未然防止の観点から必要な制限であると考えますので、別紙のとおり漁業法第120条第1項の規定に基づく委員会指示の発動をしてくださるようお願いします。

ということで、こちらが資料1です。

次に資料2の方を御覧ください。

こちらは、三厩漁業協同組合から当委員会会長宛ての依頼文です。

こちらの趣旨は、県からの依頼文の方にもあったとおりですが、地元漁業者間の操業協定の取り交わしに加えて、地元漁業者と下北地区、そして小泊下前地区、北海道渡島吉岡漁協との間で、それぞれ操業協定確認書を取り交わしたことで環境が整ったことから、基本的には、前回と同様の委員会指示の発動を要望します。

といった内容となっております。

次に資料3の方を御覧いただければと思います。

こちらが、委員会指示案となっております。

前段の方を読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第7号

青森県西部海区管内（津軽海峡海域）におけるマグロの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和8年〇月〇日

青森県西部海区漁業調整委員会 会長 堀内精二

となっております。

こちらは、制限内容についてですが3ページ最初の行の制限期間と末尾の方にある2の指示の有効期間については、令和8年6月1日から令和11年5月31日までの3年間に変わってございます。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

堀内会長

それでは、県の方から補足説明があればお願いします。

水産振興課 田澤主幹

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 田澤主幹

それでは、県の方から補足説明いたします。

本委員会指示につきましては、2年に一度発動していただいていたもので、津軽海峡西部でのまぐろはえなわ漁業について、操業海域などを制限するものとなっております。

今回の指示発動について、一部変更がありますので、事務局からの説明と重複する部分が少しあるんですけれども、説明させていただきます。

お手元の議案第2号資料1の4ページを御覧ください。

4ページ目以降が、新旧対照表となっております。

はじめに、5ページの一番下のところの制限期間について、説明いたします。

これまでの委員会指示では、これまでは、漁業者間の協定によりまして、操業が6月から翌年の2月末までとなっていたことから、委員会指示の制限期間も6月から翌年2月までとしておりました。

今回、漁業者間の協定が見直されまして、周年での操業が可能とすることとなり、また、協定の有効期間も、これまでは2年間有効だったんですけれども、これが3年間有効に見直されたことから、委員会指示の方の制限期間、それから有効期間につきましても、令和8年6月から令和11年5月31日までの3年間にするものでございます。

次に操業区域について説明いたします。資料の7ページにカラーの海域図を付けております。

海域図の水色の色を塗ったところが、協定に基づいて操業できる協定海域、ピンク色のところが禁止区域となっております。

ピンク色の区域の左上のところにピンクの斜線を引いている部分があるんですけれども。この部分については、これまでは12月から2月までに限って、協定に基づいた操業を可能としていた場所となります。

今回、漁業者間との協定の見直しによりまして、12月から3月に限っては、この斜線部分での協定に基づく操業が可能となったものです。

これを委員会指示の文章にしたものが、4ページに戻っていただきまして、新旧対

照表の１の操業の制限の３行目の部分になります。

以上が、委員会指示の変更点となります。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

御質問、御意見はありませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

堀内会長

皆さん、御質問、御意見は大丈夫でしょうか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

堀内会長

それでは、御質問、御意見もないようですので、議案どおり指示を行うことにしたいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

ありがとうございます。

それでは、議案第２号「西部海区管内（津軽海峡海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について」は、議案どおり指示を行うことにいたします。

次に議案第３号「西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

野月事務局長

そうしましたら、説明させていただきます。

日本海沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業については、各種漁業者間の漁場の競合や漁具被害が発生するなど、操業上のトラブルが発生した経緯があり、平成１８年

度からは、届出制による操業制限の指示を、平成21年からは、承認制による操業制限の指示を1年ごとに発動しているものでございます。

議案第3号の資料1を御覧ください。

こちらは、青森県農林水産部長から西部海区委員会会長宛ての委員会指示の発動依頼文でございます。昨年と同じ内容により、発動を求めているというものでございます。

2ページ以降は、委員会指示の案ということで、まぐろはえなわ漁業承認事務取扱要領案となっております。

資料1の16ページの方には、西北水産振興会長から知事宛ての発動依頼が添付されております。こちらが資料1ですけれども。

資料2の方を御覧ください。

こちらが、西北水産振興会長から西部海区会長宛ての依頼文でございます。これも、同様の内容となっております。

令和8年度の漁期においても、関係漁業者間の協定が締結されたことを踏まえてのものというふうになってございます。

なお、秋田県船の域内水揚げについても、これまで同様の配慮を踏まえた要請となっております。

3ページ以降の操業協定書というのは、これは、昨年と同じ内容となっており、9ページのこれに記載された操業海域、操業期間も昨年と同じというふうになってございます。

10ページから11ページには、本年5月7日付けで本協定が締結されたということを示す協定当事者が表されています。

12ページは、協定当事者のうち、西北水産振興会と青森県日本海底びき網漁業者会で取り交わした覚書となっておりますが、本協定で定められている誓約書を西北水産振興会に提出させるというふうな内容になってございます。

以上を踏まえて、議案第3号資料3には、西部海区委員会の指示案を示していますので、前段を読み上げたいと思います。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第8号

青森県西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和8年5月〇日

青森県西部海区漁業調整委員会 会長 堀内精二

以下、漁獲成績報告書を県外住所者に限るということにした他は、制限期間であるとか承認期間、対象者の実績、指示の有効期間の年数を1年更新した以外は、昨年と同じ内容となっております。

こちらが資料3ですけれども。資料4の方を御覧ください。

こちらは、令和8年度の当該漁業に係る事務取扱要領案となりますが、こちらにつ

いても、県からの依頼内容どおり、漁獲成績報告書を県外者に限るとした他は、資料の有効期間の年数を1年更新した以外は、昨年と同じ内容となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

堀内会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 田澤主幹

会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 田澤主幹

補足説明いたしますと、事務局からも御説明があったんですけども、委員会指示の年の部分を1年更新した他、漁獲成績報告書について、委員会宛ての報告を求めているんですけども。くろまぐろについては、県の方にTAC報告ということで、漁獲成績、県内船についてはいただいておりますので、漁業者や漁協職員の事務軽減のために委員会への報告については、県内船に限っては求めないというふうにしたものです。

以上になります。

堀内会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

富田委員

はい、会長。

堀内会長

はい。

富田委員

鯆ヶ沢の富田です。

議案第2号のまぐろのはえなわの委員会指示と、議案第3号のまぐろのはえなわの指示、ほぼ中身は一緒なんですけども。委員会指示の期間が、片一方が2年から3年

に、片一方が毎年となっているんですけど。これは、漁業の、漁場の錯そうの観点から、津軽海峡の方は2年から3年、やむなしとは思いますが。日本海のまぐろのはえなわのこれについては、2年ごととか、3年ごとじゃなくて、毎年、これをかけていただきたいというのが、私も調印している者の一人として、漁場の錯そうを防ぐためにも、これは毎年やっていただきたいというのがお願いでございます。

以上です。

堀内会長

はい、承りました。

その他、何か御質問、御意見はありませんか。

委 員

（「なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、他に御質問、御意見もないようですので、議案どおり指示を行うことにしたいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、議案第3号「西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について」は、議案どおり指示を行うことにいたします。

それでは、これで全て終了し、以上、これをもちまして、第23期第13回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後1時54分